

第3回西脇市まちづくり推進審議会次第

○平成27年9月30日(水) 午後7時00分から

○西脇市生涯学習まちづくりセンター 会議室2

1 開 会

2 市民憲章朗唱

3 協議等

- (1) 「地域自治協議会」に関する「まちかどミーティング」での意見及び第2回審議会での主な意見について

- (2) 「地域自治協議会」における支援策について

- (3) その他

4 その他

今後の予定について

- (1) 第4回 西脇市まちづくり推進審議会

と き 平成27年10月下旬

と ころ 西脇市生涯学習まちづくりセンター

- (2) まちづくり活動審査部会

地区まちづくり実践補助事業及び市民提案型まちづくり事業の後期審査

と き 平成27年10月下旬

と ころ 西脇市生涯学習まちづくりセンター

5 閉 会



西脇市民憲章

わたしたち西脇市民は

- 明朗で誠実な人になりましょう
- 健康で明るい家庭をつくりましょう
- 支えあい住みよいまちをつくりましょう
- 自然を愛し豊かな心を育てましょう
- 青少年の夢と希望を育てましょう

まちかどミーティングでの地域自治協議会に関する意見交換

※比延地区、西脇地区、芳田地区（残り5地区は未実施）

◎制度全体について

Q 各町の要望等を地区でまとめて市へ提出することについては、うまくいかないと思う。順番制にしたとしても、事業実施を待っている住民は、ほったらかしになっていないか不安になる。

A 各町の要望を地区全体で調整するなかで、客観的な議論をする習慣が身につくと考えています。

Q 地域自治協議会は「打ち出の小槌」でないことは分かっているが、何も行動しなければ将来どうなるか心配であるので、取り組んでみてはどうか。

A 手を上げていただける地区をモデル地区として検証できればと考えており、運用の中で制度設計等について改正していきたいと考えています。

Q 地域自治協議会を民主的に運営し、地区内の各町がお互いに尊重し合いながら課題を解決できるようになるには時間が必要。

A 時間が必要だと考えています。一方、各地区に体力があるうちに制度の導入を図ることも必要だと考えています。

Q 市内8地区で、人口や高齢化率に違いがあり課題も様々であることから、市内一斉に導入することは困難では。

A 市内一斉導入は困難だと考えています。体制が整った地区から導入することが適切だと考えています。

◎一括交付金について

Q 交付金の用途を限定しないで、自由に活用できるようにできないか。用途を限定すると発展性に欠けると考えられる。

A 会議のお茶代等社会通念上認められるものは対象とできますが、宴席等制限が必要なことも御理解をお願いします。

Q ハード事業だけでなく、地域のまちづくり活動も対象と考えてよいのか。

A ソフト事業も対象としています。

Q 道路沿いの草刈や植栽の整備といった活動にも交付金を使えるのか。

A 対象となります。

Q 一括交付金に対応するためには、事務局に専属事務員が必要だと思うので、その費用を市から支出してもらう必要がある。

A 担当課としては、財源が必要であると考えています。

第 2 回 審 議 会 で の 主 な 意 見

制 度 の 導 入

- 自治基本条例においても、地域自治協議会を必ず設立しなければいけないということではなく、地域が自主的に進めていくものであり、行政が設立しなさいと言えるものでもない。
- 地域自治協議会が機能していくのか不安であり、現状を踏まえると導入を進めていけるのか疑問に思う。
- 地域自治協議会を推し進めると、住民にできることは押し付けるのかといった受け止め方になることもあり、行政の役割は何かという反発がでることが考えられる。
- 全市一斉に始めるのは難しいため、モデル地区を設定し検証してはどうか。
- 住民のかゆいところに手が届くことを地域自治協議会が行っても、行政がすべきことは変わらず在り続ける。
- 窓口の一本化では、地域の要望を地域内で議論できるメリットがある。また、同地区内の他集落のアイデアや解決策を共有できる。集落間協力体制にもつながる。

一 括 交 付 金 ・ 事 務 局 職 員

- 一括交付金は必要であり、事務局職員も専属の職員が必要となる。
- 事務局職員の重要性から、能力、給料及びその財源といったこと考えていく必要がある。地域内の行政OBや教員OB、若手の採用及び育成等が考えられる。外部の若い人を雇用した場合、地域の人口増の可能性もある。地域の実情に合わせ、適正な方法で選出すべき。
- 地域自治協議会やまちづくり協議会等地域団体の事務を行政職員がすることは、法律違反となりできない。
- 行政職員は、法令関係のアドバイス、連絡調整、情報提供など一種のアドバイザー的な役割とすることが望ましい。地域担当職員として担当地区を持ちサポートすることも効果的である。

区 長 会 と の 関 係 等

- 過去に各区長会長との意見交換に参加したが、地域自治協議会についての見解は現在も変わっていないように思う。各地区の代表区長は、町の区長を兼ねる地区と代表区長の役職のみとなる地区があるので、地域自治協議会の受け止め方にも違いがある。
- 会長については、区長現役制では2年程度で替わってしまい、継続的な活動がしにくい。区長OBや区長会長OB、まちづくりの活動経験がある方がよい。

○区長からは、今の区長の仕事の上に行政から移管される仕事で負担が増えるのではないかといった意見がでるおそれがある。

先進地の事例より

◎地域自治協議会の先進事例については、各自治体とも基本になるところは同じような仕組みだと感じる。区長会は地域自治組織の中心的な役割を担うが、事業部会を活用しつつ意思決定の中心になることが理想である。地域の実情に合わせた仕組みとし、先行事例を参考に制度を導入し、運用の中で制度を改正していく必要がある。

◎朝来市等先進地において、組織を立ち上げる前と後で、どのように変わってきているのか本音を聞いた上で、導入について進めていければと考えている。

◎東広島市の業務一覧表のように、具体的な事例を網羅してあれば現実味がでてくる。

◎伊賀市のモデルが分かりやすく、市民に説明しやすいのでは。

◎雲南市の例では、一人ひとりの意見が届きやすく、活動に参加しようとする気持ちにつながり、情報もつかみやすい。

市町名	交付金名	積算根拠	事務局運営費 (別添)	使途	備考
宮崎市 (405.313)	地域コミュニティ活動交付金	均等割 30% 人口割 70%	上限額 178万円 人件費 事務費 38万円以内	地域の判断により自由かつ有効に使用	地域コミュニティ税 1人当たり500円 市民税均等割課税対象者
高松市 (420.858)	地域まちづくり交付金	均等割 30% 人口割 37% 高齢者割 30% 面積割 3%		市が指定するまちづくりに資する事業を選択し実施する補助対象外経費を定めている	ゆめづくり推進事業 1地区100万円上限 地区の特性合った自由な事業ができる
朝来市 (31.945)	地域自治包括交付金	地域配分額 均等割 20% 人口割 70% 面積割 10% 地域協働事業額(花いっぱい・まちづくり事業) 均等割 70% 人口割 30%	事務局運営額 1地区280万円	地区まちづくり計画に基づく事業 地域づくり補助事業 地区内の自治会が行う事業に対し、協議会が補助を行う。地域の実態に応じた補助基準を設ける。自治会の負担額10%以上	包括交付金の25%以内の額を翌年度に繰り越し可能
伊賀市 (94.958)	地域包括交付金	均等割 一律62万円(14.6%) 人口割 1人233.7円(14.6%) 面積割 全体で400万円(2.5%) コミュニティ活動費 68.4% 協定を締結した必須業務の費用		地区委員報酬 地区連統事務委託料 県政便り配布委託料 掲示板設置補助金 住民自治協議会支援交付金 街路灯設置費補助金 上記等の予算をベースに積算	H23年度総額1億6,131万円
名張市 (80.645)	ゆめづくり地域交付金	基本額 人口割 3,500万円の70% 均等割 3,500万円の30% 加算額 地区代表者協力事務費 72,000円×自治会数 地区活動費 25,000円×自治会数 地域事務費 基本額1,500千円に人口数や自治会数を勘案して加算した額 業務補助 人口1人当り 50円 高齢化率1%当り1,500円 1地区当り 12万円	事務局経費 1地区30万円	使途自由で補助率や事業の限定がない。 ハード、ソフトを問わない。	H26年度総額1億569万円
雲南市 (40.693)	地域づくり活動等交付金	地域振興事務費 均等割 3万円 組織数割 2万円 人口割1人当り 50円 生涯学習事業費 均等割 20万円 人口割1人当り 100円 地域振興活動費 人口割1人当り 300円 均等割 5万円 組織数割 5万円 面積割 1km当り 600円	常勤職員配置 1人月額18万円 生涯学習推進員配置 1人月額3万円 舞臺支援員設置 年額822,000円 地域福祉推進員配置 1人月額3万円 その他福利厚生費等あり	事業ごとに積算根拠を規定 地域福祉事業から他の事業への流用を禁止 それ以外は流用可能 人件費の流用は他のルールがある	

補助金一覧表

款	事業の名称	交付先	H27予算額
総務費	連合区長会活動補助金（運営分）	連合区長会	720
	連合区長会活動補助金（研修分）	連合区長会	160
	集会施設整備事業	町、町内会、自治会	3,000
	地区まちづくり実践補助金	地区まちづくり協議会等	10,000
	地域づくり推進事業補助金	黒田庄地区まちづくり住民会	800
	地域活性化まつり補助金	高松町ほか4団体	950
民生費	民生委員・児童委員活動費補助金	民生児童委員	6,379
	地区敬老会開催事業補助金	町、町内会、自治会	10,588
	老人クラブ助成事業補助金	老人クラブ	5,850
農林水産業費	多面的機能支払交付金	町	69,220
	土地改良施設維持管理適正化事業負担金	岡崎町	660
土木費	急傾斜地崩壊対策事業負担金	町（郷瀬町、上王子町）	3,500
消防費	自主防災組織育成補助金	町、町内会、自治会	2,000
	消防団運営交付金	西脇市消防団	1,650
	消防施設等整備費補助金		4,600
	部合併に係る交付金	高嶋部、鹿野部	2,000
教育費	人権教育協議会補助金	地区人権教育協議会	3,000
	合計		125,077

託料一覧表

款	事業の名称	交付先	H27予算額	
総務費	黒田庄交流拠点施設あつまっ亭指定管理料	黒田庄地区まちづくり住民会	1,812	
	コミセン西脇地区会館指定管理料	西脇区	7,620	
	コミセン日野地区会館指定管理料	日野地区区長会	3,260	
	コミセン比延地区会館指定管理料	ええまち比也野里	3,672	
	コミセン黒田庄地区会館指定管理料	黒田庄地区まちづくり住民会	5,540	
	コミセン重春・野村地区会館指定管理料	重春・野村交流推進委員会	3,210	
	農林水産業費	住吉農村公園指定管理料	住吉町	240
市山池周辺管理委託料		黒田庄町石原	300	
生活環境保全林管理委託料		市原町	300	
であいの里管理委託料		出会町	200	
中畑林間ファミリー園管理委託料		中畑特用林産管理組合	2,200	
喜多秋谷記念植樹管理委託料		黒田庄町喜多	250	
福谷公園管理委託料		黒田庄町岡老人クラブ	300	
黒田末谷公園管理委託料		黒田庄町黒田	250	
土木費		河川環境整備事業委託料	町、町内会、自治会	11,950
		西脇市駐輪場・便所・駅前広場管理委託料	野村町	817
	鍛冶屋線市原駅記念館管理業務委託料	市原町	717	
教育費	日野地区ふれあいフェスティバル委託料	実行委員会	200	
	合計		42,838	

工事請負費

款	事業の名称	交付先	H27予算額
農林水産業費	用排水路改修等工事費		5,850
	ため池災害未然防止工事費		2,000
土木費	道路維持工事費		13,000
	交通安全施設整備工事費		9,000
	LED防犯灯設置工事費		20,000
	市単独排水路整備工事費		12,000
	合計		61,850

役務費(手数料)

款	事業の名称	交付先	H27予算額
総務費	地区区長会長通信手数料	地区区長会長	87
	区長手数料	連合区長会長、副会長	910
	区長手数料	区長、町内会長	15,134
	合計		16,131

一括交付金 基礎額の考え方

地区名	人口	面積	A案			B案			
			人口割	均等割	合計	人口割	均等割	面積割10%	合計
西脇	3,981	1.35	187,885	125,000	312,885	281,827	200,000	4,077	485,905
津万	4,934	6.48	232,862	125,000	357,862	349,293	200,000	19,571	568,864
日野	6,754	13.57	318,758	125,000	443,758	478,137	200,000	40,985	719,121
重春(野村)	6,126	9.56	289,119	125,000	414,119	433,679	200,000	28,873	662,552
野村	7,199	5	339,760	125,000	464,760	509,640	200,000	15,101	724,741
比延	4,129	43.05	194,870	125,000	319,870	292,305	200,000	130,021	622,326
芳田	2,075	18.1	97,930	125,000	222,930	146,896	200,000	54,666	401,562
黒田庄	7,179	35.33	338,816	125,000	463,816	508,224	200,000	106,705	814,929
合計	42,377	132.44	2,000,000	1,000,000	3,000,000	3,000,000	1,600,000	400,000	5,000,000